

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性
判定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第27号

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する規則の一部を改正する規則

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に関する規則（令和3年浜田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定に関する規則

第1条中「及び届出」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「第3条」を「第5条」に、「(様式第1号。次項において「変更説明書」という。)」を「(様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3)」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同条第2項中「変更説明書」を「様式第1号の2又は様式第1号の3」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条第3項中「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第4項中「第3条」を「第5条」に改め、同条を第2条とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「別表第11第1項第1号」を「別表第11第1項」に改め、同条を第3条とする。

第7条第1項中「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第3条第3項」を「第2条第3項」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とする。

様式第1号（第一面）中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、「第3条」を「第5条」に、

- | | |
|---|---|
| <p><input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更</p> <p><input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更</p> <p><input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）</p> | を |
|---|---|

」

「

- A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更
- B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）

に、

」

「場合には」を「場合は」に、「うえで」を「上で」に改め、同様式（第二面）中「省エネ性能が向上する」を「省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない」に、

「

- ③設備機器の効率向上又は損失低下となる変更
- ④設備機器の制御方法の効率向上又は損失低下となる変更
- ⑤エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

を

」

「

- ③空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）
- ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

に、

」

「うえで」を「上で」に改め、同様式（第三面）中「省エネ性能が減少する」を「エネルギー消費性能を低下させる」に、

「

・変更前のBEI = () ≤ ()

を

」

「

・変更前のBEI = () ≤ () × 0.9

に、

」

「うえで」を「上で」に改め、同様式を様式第1号の3とする。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第 2 号中「(第 3 条関係)」を「(第 2 条関係)」に、「第 11 条」を「第 13 条」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第 3 条」を「第 5 条」に、「第 7 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

様式第 3 号中「(第 3 条関係)」を「(第 2 条関係)」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第 3 条」を「第 5 条」に、「第 7 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

様式第 4 号中「(第 7 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

様式第 5 号中「(第 8 条関係)」を「(第 5 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号の1（第2条関係）

（第一面）

年 月 日

浜田市建築主事又は建築副主事 様

申請者氏名

建築物エネルギー消費性能基準の適合に係る軽微な変更説明書
（住宅・仕様基準）

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準の適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	浜田市
3	省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
4	変更の内容	
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更	
	<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備考	
	(※印欄は、記入しないでください。) (注意) (1) この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請又は工事完了通知の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書又は工事完了通知書の第三面の別紙として添付してください。 (2) 4欄の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 (3) 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。	※受付欄

(第二面)

【外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更】

・変更内容
<input type="checkbox"/> 断熱構造とする部分の変更 <input type="checkbox"/> 外皮の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()
・上記 <input checked="" type="checkbox"/> について具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

【一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更】

・変更内容	
<input type="checkbox"/> 暖房設備	(変更内容記入欄)
<input type="checkbox"/> 冷房設備	(変更内容記入欄)
<input type="checkbox"/> 全般換気設備	(変更内容記入欄)
<input type="checkbox"/> 照明設備	(変更内容記入欄)
<input type="checkbox"/> 給湯設備	(変更内容記入欄)
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「✓」を記入することとし、チェックをした事項については、変更内容記入欄に概要を記入し、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

様式第1号の2（第2条関係）

（第一面）

年 月 日

浜田市建築主事又は建築副主事 様

申請者氏名

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書
（住宅・標準計算）

申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、次のとおり変更の内容を報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	浜田市
3	省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
4	変更の内容 <input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途又は計算方法の変更を除く。）	
5	備考	
（※印欄は、記入しないでください。） （注意） (1) この説明書は、完了検査申請又は工事完了通知の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書又は工事完了通知書の第三面の別紙として添付してください。 (2) 4欄は該当するチェックボックスに、「✓」を記入してください。 Aにチェックした場合は第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合は軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		※受付欄

(第二面)

【A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更】

<p>・変更内容</p> <p><input type="checkbox"/> ①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更</p> <p><input type="checkbox"/> ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p><input type="checkbox"/> ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設</p>
<p>・上記<input checked="" type="checkbox"/>について具体的な変更の記載欄</p>
<p>・添付図書等</p>
<p>(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「<input checked="" type="checkbox"/>」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。</p>

(第三面)

【B 一定範囲内で省エネ性能が減少する変更】

・変更前の B E I = () ≤ 1.0
・変更内容
<input type="checkbox"/> ①床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9 ・変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
<input type="checkbox"/> ②外皮に係る変更であって、以下のいずれかに該当するもの
<input type="checkbox"/> 増加する開口部面積が外皮面積全体の合計の 1/200 を超えない変更
<input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積全体の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能若しくは日射遮蔽性能のいずれか若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
<input type="checkbox"/> 変更する外皮面積の合計が外皮面積全体の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
<input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 <input checked="" type="checkbox"/> について具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記入することとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。